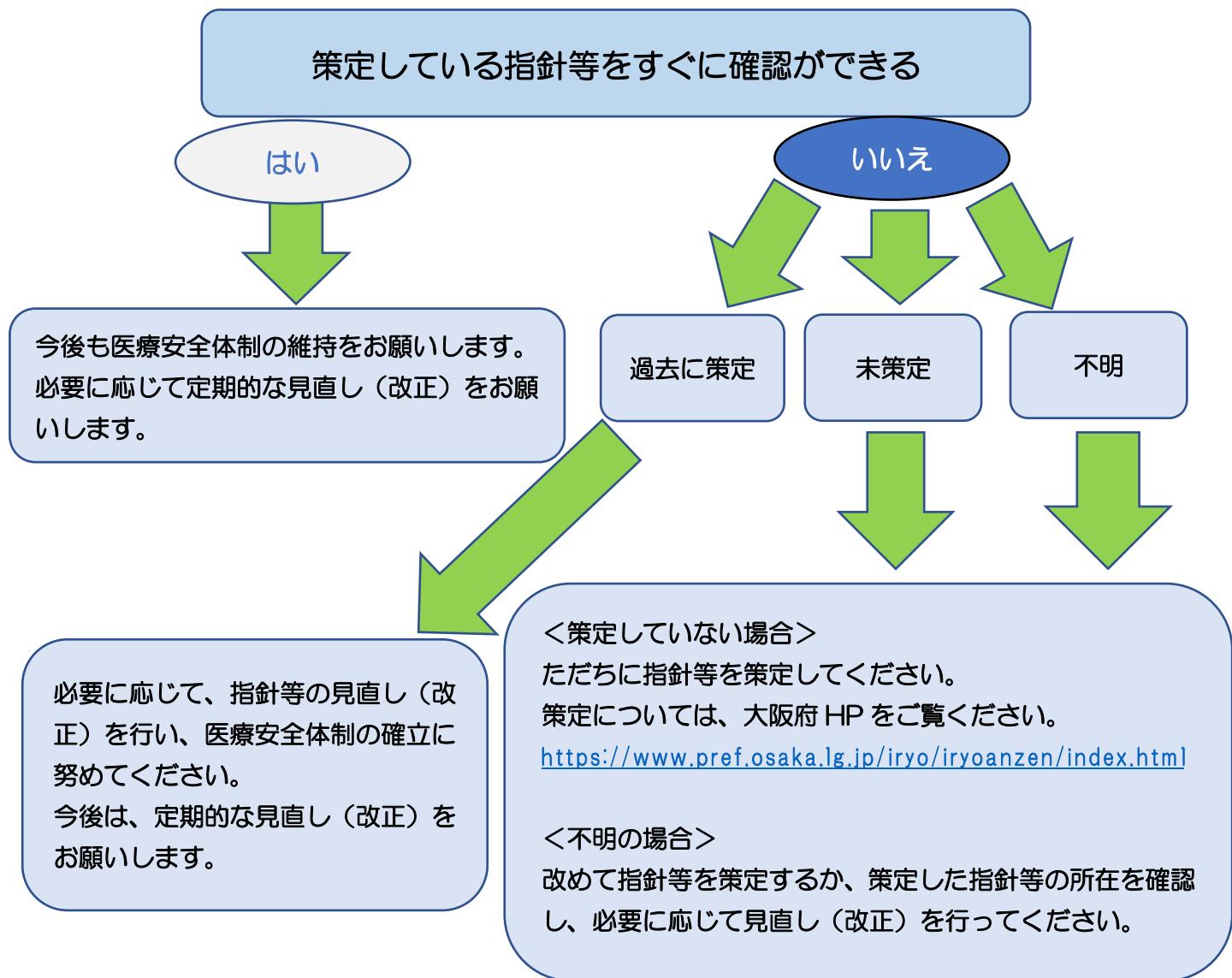


医療安全に関する指針等の策定等について

医療機関は医療安全に関する指針等の策定が義務付けられています。

(医療法第6条の12 規則第1条の11)

○策定している医療安全に関する指針等について、下記のご確認をお願いします。



策定された指針等に基づき、医療安全体制の確立に努めていただきますようお願いします。